

平成29年度

第11回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

平成30年2月28日

平成 29 年度 第 11 回越知町農業委員会総会会議録

平成 30 年 2 月 28 日 越知町農業委員会総会を越知町役場 3 階大会議室に召集された

1 会議日 平成 30 年 2 月 28 日（水）午前 9 時 00 分～午前 9 時 35 分

2 出席委員

農業委員（7 名）

1 藤原 幸子	2 大原 典子	3 山崎 耕助	4 吉田由太郎
5 箭野 正昭	6 橋詰 節	7	8 和田 昌夫
9	10		

欠席委員（3 名） 大原 利武 岡林 富士男 須内 啓次

農地利用最適化推進委員（5 名）

松井 邦夫	濱田 學	斎藤 信夫	片岡 政彦
片岡久一郎			

事務局職員出席者（3 名）

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳 主事 須内 敬登

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 23 号 非農地証明願いについて

議案第 24 号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

5 その他

6 閉会

開会及び会議 午前9時00分

会 長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより委員会始めたいと思います。

今年も例年以上に寒さが厳しい日が続きましたが、だいぶ春らしくなってきました。ここにきて、雨が多いという事で、草木も喜んでいのではないかと思います。

本日は大原利武委員、岡林委員、須内委員が欠席でございますが、農業委員は7名出席ですので総会成立する事を報告させていただきます。

本日の署名委員は、片岡政彦委員、橋詰委員よろしくお願ひします。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

番号1 譲渡人、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人も同じく〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は岡林委員です。土地の所在地番は、〇〇字〇〇92番6、地目は台帳、現況共に畑、面積は3,345㎡、ほかに畑が4筆の合計5筆で3,883.03㎡となっております。事由は贈与です。お二人は親子なんですけど、〇〇さんと〇〇さんの2分の1ずつの共有名義になっておった物ですけど、そちらを息子さん一人の名義に変えたいということで届けがありました。

2番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は吉田委員にお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇1798番、地目は台帳、現況共に畑、面積は433㎡の1筆。事由は贈与です。

農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは書面にて確認しております。以上です。

会 長 はい、先に番号2の報告からお願いします。

4番委員 はい、この土地は先月の申請で出ておりました所の隣の、今ヒノキと杉が植わっている部分で、名義がまだ変わってなくて、〇〇さんから〇〇さんに変更してから譲るといふことで進んでいると思います。

事務局 名義変更しました。

4番委員 しましたか。はい、そういうことで問題ありません。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。番号1は、調査委員が岡林委員ですが、今日欠席になっておりますので、事務局の方からお願いします。

事務局 はい、報告は片岡久一郎委員にお願いしています。

片岡委員 24日に岡林委員と一緒にってきました。〇〇は〇〇の残土置き場。〇〇、〇〇というのは、畑として使われています。

会 長 それでは採決に入ります。
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

議案第23号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

事務局 はい説明します。

番号1、申請人は〇〇の〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さん、2分の1ずつの共有名義になってる土地です。調査委員は岡林富士男委員、土地の所在地番は、〇〇字〇〇621番1、地目は畑、面積は14㎡、利用状況は公衆用道路、こちら県道沿いの小さい区画なんですけど、そこに取り込まれているような感じになっています。昭和50年頃から現況という事です。合計で畑が2筆の116㎡です。先ほどの3条に出てきました、同じ〇〇さん親子ですけれども、こちらの2筆も共有名義になっているので、名義を変える届けをしたいという申し出です。以上です。

会 長 はい、議案第22号と同じく、岡林委員がいませんので、片岡久一郎委員をお願いします。

片岡委員 647番は〇〇の倉庫の所。ここはもう、完全に原野になっています。621番1は、県の買い上げになっちゅうがじゃないが？

事務局 それで、買い上げになってるんですけど、この14㎡だけがなぜかちょっと残っちゃって、地目自体は畑で残っちゅうがですけど、現状はどこかもわからんぐらいなんですよ。

片岡委員 もしかしたら、県道の中に入っちゅうろうかね。

事務局 そうでしょうかねえ。

片岡委員 国調終わっちゅうろう？

事務局 終わってます。国調の図面も見せてもらったんですけど、確かにちょっとだけ畑が残ってて。

局長 本来なら買う所が、ちょっと分筆されちよって、そこが掛からんき買わんかったとか。

1番委員 余分な所を買わんきね。

事務局 はい、ぎりぎりしか買わんき、ほんのちょっと残して。
買う時に道に掛かってない部分を分筆して、この時枝番をつけたと思うんですけど。

局長 倉庫にかかちゅう可能性が高いね。

片岡委員 ここは前はすごい低かって、その後嵩上げた。

会長 議案 23 号について、報告ございました。非農地証明願いについて採決を行います。賛成の方、挙手お願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

議案第 24 号 越知町農用地利用集積計画（協議）でございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、越知町長より諮問があった件について審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 1 番 貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は使用貸借の新規設定で、期間は平成 30 年 3 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日までの 5 年間となっております。土地の所在地番は、〇〇字〇〇281 番 1、現況地目は畑、面積は 153 m²、他に畑が 1 筆ありまして、合計畑が 2 筆の 555 m²です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを書面にて確認しております。

会 長 議案第 24 号につきましては、協議事項でございますので、協議の方お願いします。

1 番委員 県道、〇〇線の西側の土地よね。ここの辺り今誰か作りゆうけど、変わるがやない？新規設定やき。

事務局 今、誰か別の方作ってます？

1 番委員 生姜を作りよったがね。〇〇の方の人が作りよった。

事務局 貸し手の〇〇さんは、越知町で利用権設定するのは初めてなんです。

会 長 〇〇の手前か。

局 長 ここは、〇〇から〇〇に抜ける県道向けての道の左側の所ですね。

会 長 はい、議案第 24 号 越知町農用地利用集積計画（協議）でございました。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により越知町長から諮問があった件について審議を求める。賛成の方、挙手お願いします。

（全員挙手）

はい、全員です。

それでは、本日の議案は 3 件でございました。その他の件に入ります。

小休します。

閉会 午前 9 時 35 分